

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（抄）

（寄附金）

第50条 理事長は、寄附金の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、寄附金として受け入れることができる。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則（抄）

第6章 寄附金

（寄附金の受入）

第23条 理事長は、次に掲げる寄附金については、これを受け入れるものとする。

- 一 研究所の中期計画に定める業務に要する経費
 - 二 その他特別支援教育の振興を図ることに要する経費
- 2 理事長は、寄附金を受け入れようとする場合には、別紙第1号様式による寄附申出書により、その申し出でを受けるものとする。
- 3 理事長は、前項の申出について適当であると認めるときは、別紙第2号様式による寄附受入書を、当該申出者に送付するものとする。

（寄附金受入の制限）

第24条 理事長は、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 その他、理事長が特に支障があると認める条件。

（研究助成金等）

第25条 研究関係公益法人等から研究所の研究者個人に助成金等が供与された場合、助成等の趣旨が当該研究者の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、原則として当該研究者が改めて研究所に用途特定寄附金として寄附するものとする。

（寄附金の用途およびその変更）

第26条 寄附金は、寄附の目的に従い使用しなければならない。ただし、寄附目的が達せられ、その残額が1千円未満の少額である場合には、第23条に規定する他の目的に使用することができる。

（寄附金の経理）

第27条 寄附金の経理は、この細則に定めるもののほか、会計規程、その他研究所の関係規程により、適切に経理しなければならない。

- 2 寄附金は、寄附金別受払簿を備え、寄附金毎に所要の事項を記載して整理しなければならない。

第1号様式

寄 附 申 出 書

平成 年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理 事 長 殿

寄附者 住 所

氏 名

印

下記のとおり国立特別支援教育総合研究所に寄附します。

記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附目的
- 3 寄附条件
- 4 寄附予定年月
- 5 その他

